

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要

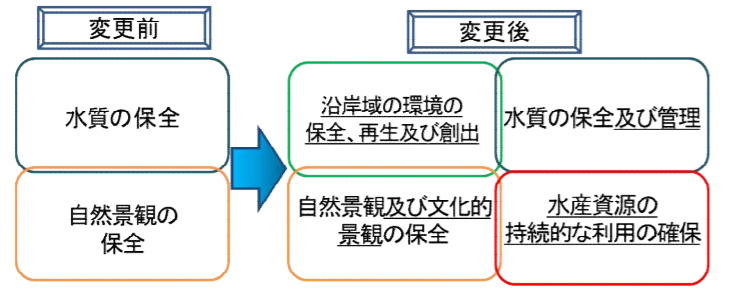
計画策定の背景

瀬戸内海環境保全特別措置法（H27.10.2 公布・施行）

「基本理念」（第2条の2）

瀬戸内海をその多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする。

「瀬戸内海環境保全基本計画」（第3条）（H27.2.27 変更）
基本理念にのっとり、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」等の4項目を柱に策定する。



「瀬戸内海環境保全府県計画」（第4条）
基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき、策定する。

瀬戸内海環境保全兵庫県計画

兵庫県の課題

1 沿岸域の環境

▶ 水質浄化や魚介類の産卵育成場等に重要な役割を果たしている藻場・干潟・浅場等が減少している。

2 水質

▶ 陸域からの負荷量（COD、窒素、りん）は大幅に削減

▶ 大阪湾 COD 環境基準達成率 70%。濃度は低下傾向
窒素、りん 環境基準達成率 100%。濃度は低下傾向。基準値を大きく下回っている。

▶ 播磨灘 COD 環境基準達成率 80%。濃度は緩やかな低下傾向
窒素、りん 環境基準達成率 100%。濃度は低下傾向。基準値を大きく下回っている。

▶ 紀伊水道 COD、環境基準達成率 100%。濃度は横ばい
窒素、りん 環境基準達成率 100%。濃度は低下傾向。基準値を大きく下回っている。

▶ 夏季の有害プランクトンによる赤潮被害は小規模となったが、継続して発生。冬季の大型珪藻の発生など赤潮の質が変化

3 自然景観等

▶ 漂流・漂着・海底ごみが良好な景観を損なう。

4 水産資源

▶ 漁獲量は H8 以降急激に減少。ノリ養殖は色落ちの頻発等により H10 をピークに減少

計画の骨子

項目	主な目標	目標達成のための基本的な施策（主なもの）
沿岸域の環境の保全、再生及び創出	<ul style="list-style-type: none"> ○藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出 ○底質改善対策・窪地対策の推進 ○環境配慮型構造物の採用 	<ul style="list-style-type: none"> ○航路・河川の浚渫土砂の活用による浅場造成、陸域から海への砂の供給についての研究 ○漁場整備開発事業による増殖場の造成 ○浚渫・敷砂・海底耕耘等の実施、浚渫土砂の有効利用 ○海岸保全施設等の新設、補修、更新時の環境配慮
水質の保全及び管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○水質の保全及び管理の推進 ○底質環境の改善 ○油や有害化学物質等による汚染の防止 ○健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質の保全及び管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・湾灘ごとの取組 大阪湾：COD 対策の調査研究、窒素・りんの管理の順応的取組、湾内海域の地域特性・季節特性を考慮 播磨灘、紀伊水道：COD 対策の調査研究、下水処理場における栄養塩管理運転などの順応的取組 ・発生源対策、水質の監視、赤潮・貧酸素水塊の調査・研究 ○底質対策時の水質保全への配慮、浚渫土砂の有効活用 ○水質汚濁防止法に基づく事故防止措置の徹底 ○「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえた森林整備
自然景観及び文化的景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園等の保全 ○漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進 ○ツーリズムの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○法規制の徹底と監視及び指導の強化 ○海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策の促進 ○「せとうち・海の道」をはじめ、瀬戸内海の景観等の資源を活かした観光ルートの形成、魅力の情報発信
水産資源の持続的な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保 ○資源管理の取組による水産資源の維持・増大 ○有害動植物の駆除等 	<ul style="list-style-type: none"> ○湾灘ごと、季節ごとの状況に応じた下水処理場の栄養塩管理運転などの順応的取組 ○海底耕耘やかいぼり等の取組の継続・拡大 ○順応的取組の効果及び影響の評価のための調査・研究、海域のモニタリングの実施 ○栽培漁業基本計画に基づく種苗の生産、生産した種苗の生息適地への放流、資源管理の取組、担い手の育成による継続的な利用 ○生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等
基盤的な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等 ○広域的な連携の強化等 ○環境保全思想の普及及び住民参加の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究の推進 ○浚渫土やリサイクル材等による浅場造成等の際の生態系への影響の検証 ○多様な主体が参画する湾灘協議会の設置 ○藻場・干潟等の保全等への住民や学生の参加の促進

河川工事で発生した良質な土砂を活用した浅場造成（たつの市地先）



かいぼり（ため池干し、淡路市）



計画の推進

- 計画の期間は概ね10年とし、5年後に施策の進捗状況の点検を行い、計画を見直す。
- 湾灘協議会等の意見を聴き、計画の進捗状況の点検・評価を行い、取組の持続的改善を図る。
- 関係部局等で構成する庁内組織で、各種事業に関して、目標値を盛り込んだ「実施計画」を作成し、取組む。

施策体系

1 沿岸域の環境の保全・再生及び創出

ゴシック：兵庫県計画に新たに追加した項目

- 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出
 - (1) 法規制の徹底と法対象外も含めた藻場・干潟の保全
 - (2) 航路・河川の浚渫土砂の活用による浅場造成
 - (3) 陸域から海への砂の供給についての研究
 - (4) 漁場整備開発事業による増殖場の造成
 - (5) 失われた藻場・干潟等の再生・創出
 - (6) 移植による遺伝的攪乱の防止
 - (7) 移入種対策のための情報収集
- 自然海浜の保全等
 - (1) 法規制の徹底と法対象外も含めた自然海浜の保全
 - (2) 養浜等による海浜環境の整備
- 底質改善対策・窪地対策の推進
 - (1) 浚渫・敷砂・海底耕耘等の対策
 - (2) 浚渫土砂の有効活用
 - (3) 対策時の周辺海域への影響の検討
- 海砂利の採取の禁止
- 埋立に関する環境保全に対する配慮
 - (1) 埋立の回避・埋立必要規模の最小化
 - (2) 不可避な埋立における十分な環境配慮
 - (3) 環境影響評価の徹底
- 環境配慮型構造物の採用
 - (1) 海岸保全施設等の新設、補修、更新時の環境配慮

2 水質の保全及び管理の推進

- 水質の保全及び管理の推進
 - (1) 湾灘ごとの取組
 - ア 大阪湾：COD 対策の調査研究、N、P 管理の順応的取組、湾内海域の地域特性・季節特性を考慮
 - イ 播磨灘、紀伊水道：COD 対策の調査研究、下水処理場における栄養塩管理運転などの順応的取組
 - (2) 発生源対策
 - 水質汚濁防止法等の遵守、養殖漁場の給餌量の適正化、環境創造型農業の推進
 - (3) その他
 - 水質の監視、赤潮・貧酸素水塊の調査・研究
- 生活排水対策の推進
 - (1) 地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備
 - (2) 施設の維持管理の徹底
- 底質環境の改善
 - (1) 底質対策時の水質保全への配慮
 - (2) 浚渫土砂の有効活用
- 有害化学物質等の低減のための対策
 - (1) PRTR 法による排出量の把握と管理
 - (2) 水質汚濁防止法、ダイオキシン法の適切な運用
 - (3) 底質調査の実施
 - (4) 未規制物質の実態把握
- 油や有害化学物質等による汚染の防止
 - (1) 船舶・陸上からの排出防止、廃油処理施設の整備
 - (2) 事故による海洋汚染の未然防止
 - (3) 排出油等防除体制の整備
 - (4) 水質汚濁防止法に基づく事故防止措置の徹底
 - (5) 油等防除技術や環境修復技術等の調査研究
- 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
 - (1) 藻場・干潟等の保全・再生・創出
 - (2) 「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえた森林整備
- 海水浴場等の水質の保全
 - (1) 海水浴場、潮干狩場等の水質の保全

3 自然景観及び文化的景観の保全

- 自然公園等の保全
 - (1) 法規制の徹底と監視及び指導の強化
 - (2) 区域の見直し等による優れた自然景観の保護
- 緑地等の保全
 - (1) 開発許可制度の適正な運用
 - (2) 県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の緑地創出
 - (3) 開発により減少した緑の回復
 - (4) 臨海部にまとまった規模の緑の創出

- 史跡・名勝・天然記念物等の保全
 - (1) 法規制の徹底と保存修理、環境整備等の推進
- 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進
 - (1) ごみ投棄の取締り強化、清掃事業の実施
 - (2) 住民等への広報活動
 - (3) 海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策の促進
- ツーリズムの推進
 - (1) 「せとうち・海の道」をはじめ、瀬戸内海の景観等の資源を活かした観光ルートの形成、魅力の情報発信
 - (2) 地域の持つ特有の魅力を再評価、地域の活性化
- その他の施策
 - (1) 開発等に当たっての景観の保全への配慮
 - (2) 「瀬戸内海景観宣言」による地域の特性や個性を考慮した内海景観の保全・創造

4 水産資源の持続的な利用の確保

- 適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保
 - (1) 湾灘ごと、季節ごとの状況に応じた下水処理場の栄養塩管理運転などの順応的取組
 - (2) かいぼり等の取組の継続・拡大
 - (3) 海域のモニタリングと水産資源への影響に関する調査・研究
 - (4) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出
 - (5) 浚渫・敷砂・海底耕耘等の底質改善対策
 - (6) 環境配慮型構造物の採用
- 資源管理の取組による水産資源の維持・増大
 - (1) 栽培漁業基本計画に基づく種苗の生産
 - (2) 生産した種苗の生息適地への放流
 - (3) 水産資源の調査・分析
 - (4) 資源管理の取組や担い手の育成による持続的な利用
- 有害動植物の駆除等
 - (1) 生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等

5 基盤的な施策

- 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等
 - (1) 生物の多様性及び生産性の確保の観点からの栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究の推進
 - (2) 浚渫土やリサイクル材等による浅場造成等の際の生態系への影響の検証
 - (3) マイクロプラスチックの調査等
- 廃棄物の処理施設の整備等
 - (1) ごみ処理施設等の整備の促進
 - (2) 廃棄物処理計画に基づく廃棄物の減量化・再資源化
- 広域的な連携の強化等
 - (1) 大阪湾環境保全協議会や大阪湾再生推進会議等による水質保全管理対策の強化
 - (2) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議等による自治体の連携
 - (3) 多様な主体が参画する湾灘協議会の設置
- 情報提供、広報の充
 - (1) HP や資料集等を通じて瀬戸内海の現状を情報提供
 - (2) エムックス会議等国際会議の支援
- 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
 - (1) 各種の広報手段や環境月間等事業等による啓発活動
 - (2) 藻場・干潟等の保全等への住民や学生の参加の促進
 - (3) 瀬戸内海環境保全協会、ひょうご環境保全連絡会、ひょうご環境創造協会等との協力
- 環境学習・環境教育の推進
 - (1) 新兵庫県環境学習環境教育基本方針に基づく環境学習・環境教育の推進
 - (2) ひょうご環境体験館の適切な運営
 - (3) 環境体験事業・自然学校の推進